

地区計画制度を活用したまちづくりの進め方

I まちづくりのスタート



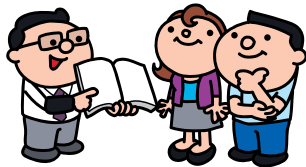
- ◎町会・自治会等への呼びかけ
- ◎まちづくりの場の立ち上げ
(懇談会・勉強会)
 - ・地区の悪いところ、悪いところ、不足しているものなどなどについての話し合い
 - ・地区の将来イメージ

II 地区の調査



- ◎地区の問題点、課題の整理
 - ・上位・関連計画
 - ・現況調査
 - ・住民意向の把握

III 計画素案の作成



- ◎まちづくりの方向性
- ◎地区施設の計画
- ◎建築物のルールを定める
 - ・「地区計画の方針」
 - ・「地区整備計画」
 - ・地区計画のメニューから地区の課題を解決するものを選び出して、案の作成

IV 地区のみなさんの意見を聞く



- ◎公聴会の開催
 - ・都市計画法 第16条

V 計画案をまとめる



- ◎庁内での調整
- ◎東京都の同意
- ◎公告・縦覧、意見書
 - ・都市計画法 第17条

VI 都市計画決定



- ◎都市計画審議会に付議
- ◎条例化手続き
 - ・告示
 - ・地区計画が定められた地域では建築行為、開発行為を行う際には、事前の届出が必要
 - ・地区整備計画に適合させていくことにより、地区は少しずつめざすまちへ